

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを用いるものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第4条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

第5条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
 - 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
 - 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
 - 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

(本業務の特記仕様事項)

第12条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

第1章 業務目的

本業務はプレジャーボート等や放置艇の受け皿となる施設として、津田第2水面貯木場跡において係留施設の詳細設計を行うものである。基本設計では放置艇の隻数・形状等より係留施設の設置位置・施設配置等が計画されているが、詳細設計ではこれらの基本計画に基づき、浚渫工、陸上施設を含めた係留施設全般における詳細設計を行うものである。

第2章 業務内容

1. 打合せ

打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ1回、成果物納入時の計3回を基本とし、必要に応じて随時実施する。

2. 設計計画

業務の目的、内容を把握し、設計図書に示す業務内容を確認し、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案し、業務計画書を作成する。

3. 資料収集・整理

津田地区フェーズ2埋め立て資料、係留施設基本設計等の資料を収集・整理する。

4. 現地調査

設計に当たり、中仕切り護岸及び埋立地の土砂投入形状等を調査し設計に反映させる。

5. 設計条件

5-1 利用・自然条件設定

利用条件・自然条件等の設計条件を整理・設定する。

5-2 波浪の設定

風資料等より詳細設計に必要な設計波浪を算定する。

6. 浚渫土設計

6-1 図面作成

浚渫区域の平面図・縦断図・標準断面図及び浚渫土投入ポンドの仮築堤等の図面を作成する。

6-2 数量計算

設計図面より数量計算を行い、数量計算書を作成する。

7. 浮棧橋細部設計

7-1 浮棧橋比較設計

設定した3案の浮棧橋の構造形式について比較検討し、最適案を選定する。

7-2 部材応力の算定

選定した浮棧橋の構造形式に対して、構造部材及び杭の応力度を算定する。

7-3 図面作成

選定した浮棧橋及び杭の図面を作成する。

7-4 数量計算

設計図面より係留施設の数量計算を行い、数量計算書を作成する。

8. 連絡橋設計

8-1 連絡橋計算

連絡橋(2タイプ)や付帯施設の設計を行う。

8-2 図面作成

連絡橋（2タイプ）や付帯施設の図面を作成する。

8-3 数量計算

設計図面より連絡橋（2タイプ）や付帯施設の数量計算を行い、数量計算書を作成する。

9. 陸上施設設計

9-1 平面縦断設計

進入路、駐車場等の平面縦断設計を行う。

9-2 横断設計

施設配置を考慮した埋立地の横断設計を行う。

9-3 道路付帯構造物設計

舗装工等の道路付帯構造物の設計を行う。

9-4 小構造物設計

排水側溝等の道路付帯構造物の設計を行う。

9-5 トイレ設計

ユニット型トイレの設置を計画し、上水、浄化槽設備の設計を行う。

9-5 設計図

進入路、駐車場、付帯構造物、小構造物等、トイレの陸上施設の図面を作成する。

9-6 数量計算

設計図面より数量計算を行い、数量計算書を作成する。

10. -3.0m 物揚場安定計算

重力式物揚場の安定計算を行い、物揚場形状を決定する。

11. 概算工事費算定

各施設の数量計算結果より概算工事費を算定する。

12. 照査

業務の区切り毎に業務内容の照査を行い、照査報告書にとりまとめる。

13. 報告書作成

設計業務成果概要書、設計図面、数量計算書等を成果報告書としてとりまとめる。
成果品の提出は、下記のとおりとする。

- ・ 報告書（紙媒体：A4 チューブファイル綴じ） 1部
- ・ 電子成果品（CD-R） 2部（正副各2部）

